

(申請者の遵守事項)

次に掲げる各号の遵守事項に違反した場合は、以後の資料提供が受けられなくなります。

- (1) 事業者は、提供資料をケアプラン作成のための参考資料としてのみ使用すること。この場合に、サービス担当者会議(ケアカンファレンス)で使用するために提供資料を複写したときは、会議終了後に事業所が責任をもって回収し、かつ廃棄すること。
- (2) 提供資料に記載されている個人情報について、第三者への提供を行わないこと(第1号に定める使用の場合を除く)。
- (3) 提供資料の複写及び複製を行わないこと(第1号に定める複写の場合もしくは市長が必要と認める場合を除く)。
- (4) 提供資料を紛失しないように厳重に管理すること。
- (5) 市長から提供資料の返還を求められたときは、速やかに返還すること。
- (6) 必要がなくなった提供資料は、确实かつ速やかに廃棄すること。

※居宅サービス計画作成(変更)依頼届出書等が提出されている場合
または施設入所者の場合は下記省略可

《本人同意欄》

私は、裏面申請者に対し、伊丹市が保有する私の資料について提供することに同意します。

本人署名 _____

【代筆の場合】

代筆者氏名 _____

本人との関係 (_____)

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。